平成２２年（フ）第３５８号
奈良県大和高田市大字池田530番地の３
債務者　南　　節雄
１　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
奈良県葛城市今在家281番地11
債務者　村田紀代美
１　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
埼玉県越谷市蒲生寿町５番27号ダイアパレス蒲生第２―102
債務者　高橋　君代
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
山口県宇部市大字際波2651番地４
債務者　本城　　一
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１６６号
山口県宇部市大字際波2651番地４
債務者　本城　明子
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１６７号
山口県宇部市大字吉見1976番地
債務者　石川冨美枝
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１７１号
山口県宇部市浜町２丁目１番３―3304号、旧住所山口県山陽小野田市大字郡2028番地１
債務者　松岡　長次
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１４０号
栃木県佐野市会沢町404番地１
債務者　堀江　儀郎
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５６号
栃木県足利市下渋垂町51番地２
債務者　横塚トキ枝
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１７３号
栃木県足利市今福町63番地４
債務者　菅原　松子
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１７５号
栃木県足利市借宿町561番地　コウジィーコートＡ102
債務者　早川　克人
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１７６号
栃木県佐野市高萩町669番地３
債務者　和田　　隆
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１７７号
栃木県足利市西新井町3090番地１　進峰マンションＢ―301
債務者　相場　　聡
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５２９号
静岡県浜松市浜北区八幡493番地の32
債務者　服部加奈子
１　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止決定の取消決定

平成２２年（ソラ）第１０４２５号（原審東京地方裁判所平成２２年（フ）第１０８３４号）
東京都足立区辰沼１丁目２―２―301
抗告人（破産者）　大和田ローズマリーこと
シットハー　ローズマリー　ベルゴー
１　主文　原決定を取り消す。
２　決定年月日　平成22年９月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（ソラ）第１０４１７号（原審東京地方裁判所平成２２年（フ）第１４１９２号）
東京都江戸川区春江町４丁目８―６―Ⅱ801
抗告人（破産者）　山本　訓生
１　主文　原決定を取り消す。
２　決定年月日　平成22年９月17日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２１年（フ）第４４８号
栃木県鹿沼市仁神堂町28―５、開始決定時・住民票上の住所栃木県鹿沼市上殿町816番地４
破産者　亀山　雅典
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係